

令和2年4月23日

区立の公園・緑地の利用について（お願い）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、4月7日に国から緊急事態宣言が発令されました。

今は、さらなる感染拡大を抑えられるかどうかの重大局面です。引き続き、以下のことを心掛けてください。

- ・ **不要不急の外出は控えてください。**
- ・ **やむを得ず外出する場合は、3つの「密」（密閉・密集・密接）を避け、人との接触をできる限り避けてください。**
- ・ **手洗い、咳エチケットなど、感染症予防対策を続けてください。**

区立の公園・緑地は、区内に560か所以上あり、一部の公園施設を除き、おおむね通常どおり、開園しています。

これは、外出の自粛の対象とならない屋外での運動や散歩などの場や、防災上の観点から、オープンスペースとして提供する必要があるためです。

公園や緑地は、屋外にあるため、密閉状況となることは少ないですが、感染リスクがないわけではありません。

- ・ **体調の悪い方は、公園を利用しないでください。**
- ・ **適切な手洗い等をしてください。**
- ・ **人が集中すること（密集）は、避けてください。**
- ・ **長時間の利用は、おやめください。**
- ・ **必要不可欠な水分補給等を除き、飲食は控えてください。**

また、公園利用者の増加に伴い、公園利用のルールに関する苦情も増えています。

- ・ **日頃の公園利用のルールは、しっかりと守ってください。**
- ・ **野球やサッカーなどの球技、ゴルフやフリスビーなど、周囲の方の危険・迷惑となる行為は、できません。**

譲り合い、節度を持った公園の利用をお願いします。

人が集中している場合や、公園利用のルールが守られない場合には、以後の公園利用ができなくなることがあります。

保護者の方も、お子様へのご説明とご指導をよろしくお願いいたします。